

令和5年度地域公共交通確保維持改善事業「生活交通確保維持改善計画」
変更申請について

1. 変更申請理由

各市町村で路線運用を行う中で、昨年6月に提出した生活交通確保維持改善計画（計画期間は令和4年10月から令和5年9月まで）の内容に変更があったことに拠る。また、下記の変更については、それぞれの地域協議会にて事前承認を得られている。

2. 変更申請概要

○天龍村村営バス R2 神原線の運行経路の変更による距離修正

国道418号福島トンネル開通に伴う運行経路の変更（R5.4.28～）

○松川町デマンドバス「チョイソコまつかわ」に関する修正

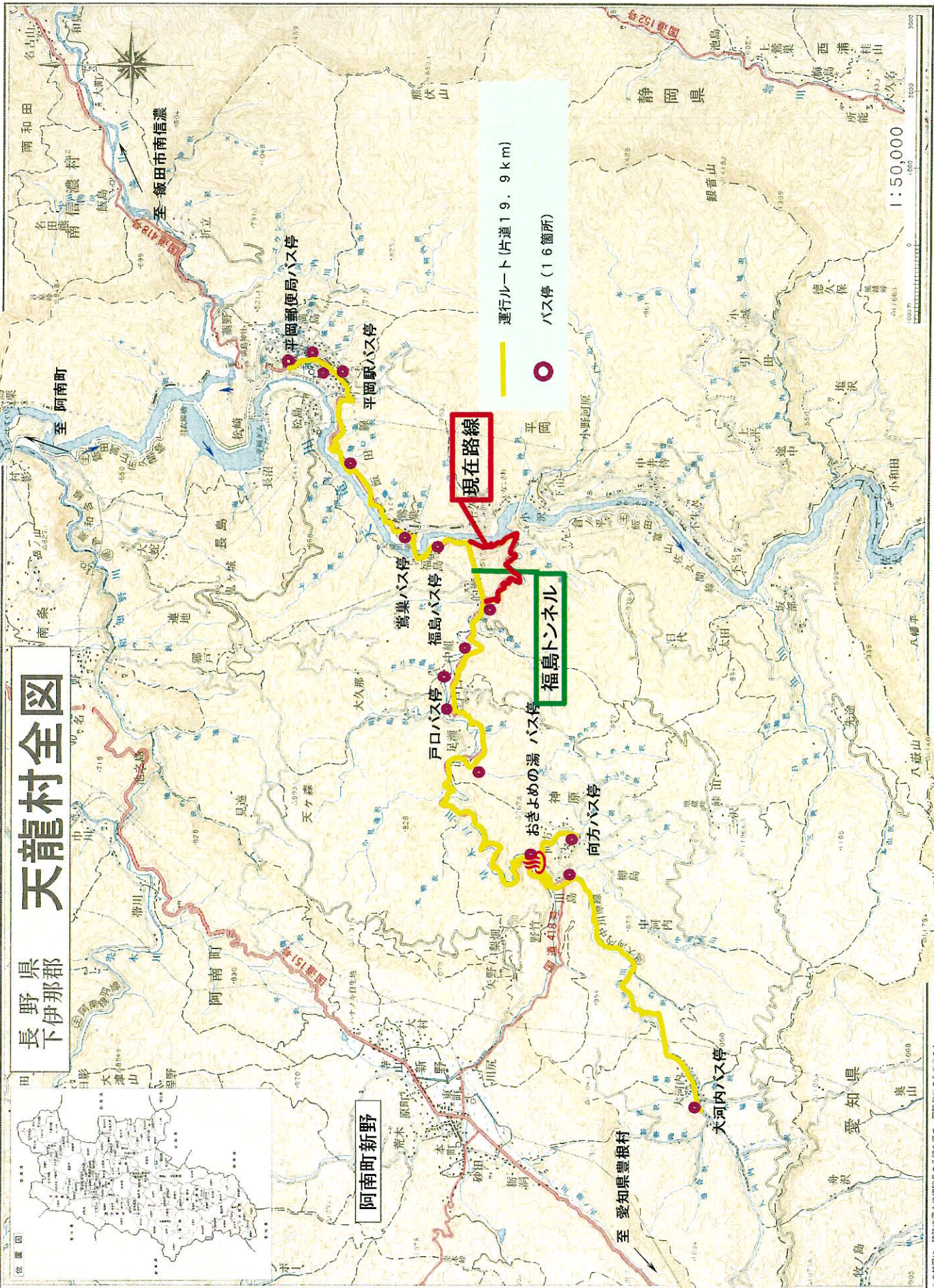
松川町地域公共交通対策協議会が運営するコミュニティバスのうち、M8 大島循環、M2 上片桐循環、M4 生田循環峠部奈線、M5 生田循環中山柄山線については、令和5年3月末で運行を終了し、代わりに令和5年4月1日からはAI自動配車システムを活用したデマンド型乗合自動車の運行を開始

○高森町

城岸橋の架け替え工事による一部ルート変更による距離修正

天龍村全図

長野県 下伊那郡



運行ルート(片道19.9km)
バス停 (16箇所)

現在路線

福島トンネル

阿南町新野

天龍村役場

この地図は、建設省国土院の委託を受け、国土院発行の五分の1地形図を複製したものである。(承認番号) 平5開保 第51号

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

5年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
阿南町・売木村・ 下條村・飯田市	阿南町	(1) 阿南線 伝承センター前⇄川路 駅	伝承セ ンター 前	車庫前	川路駅	往 32.4km 復 37.0km	243日	243回		路線定期運行	②(1)	JR川路駅にて鉄道と 接続をはかれるよう ダイヤを組む	③
阿南町・泰阜村・ 下條村・飯田市		(2) 阿南線 温田駅前⇄川路駅	温田駅 前	車庫前	川路駅	往 21.3km 復 21.3km	243日	729回		路線定期運行	②(1)	JR川路駅にて鉄道と 接続をはかれるよう ダイヤを組む	③
阿南町・泰阜村・ 下條村・飯田市		(3) 阿南線 温田駅前⇄飯田病院前	温田駅 前	車庫前	飯田病 院前	往 37.4km 復 37.4km	243日	729回		路線定期運行	①	飯田駅前停留所にて駒 場線(補助対象地域間 幹線系統)と接続する	③
阿南町・売木村・ 泰阜村		(4) 温田線 こまどりの湯⇄温田駅 前	こまど りの湯	車庫前	温田駅 前	往 22.3km 復 22.3km	243日	1,336.5回		路線定期運行	②(1)	JR温田駅にて鉄道と 接続をはかれるよう ダイヤを組む	③
阿南町・泰阜村		(5) 温田線 車庫前⇄温田駅前	車庫前	阿南高 校入口	温田駅 前	往 4.1km 復 0.0km	243日	243回		路線定期運行	②(1)	JR温田駅にて鉄道と 接続をはかれるよう ダイヤを組む	③
天龍村	天龍村	(6) 神原線	大河内	おきよめ の湯	平岡郵 便局	往 19.9km 復 19.9km	364日	1,454回		路線定期運行	②(1)	JR平岡駅にて鉄道と 接続をはかれるよう ダイヤを組む	③
天龍村		(7) デマンド交通	坂部	天龍村 内	平岡	— —	38日	76回		区域運行	②(1)	JR平岡駅にて鉄道と 接続をはかれるよう ダイヤを組む	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

地域公共交通確保維持事業の変更について

松川町地域公共交通対策協議会が運営するコミュニティバスのうち、M8 大島循環、M2 上片桐循環、M4 生田循環峠部奈線、M5 生田循環中山柄山線については、令和5年3月末で運行を終了し、代わりに令和5年4月1日からはAI自動配車システムを活用したデマンド型乗合自動車の運行を開始する。このことから、令和4年9月29日付けで承認済みの標記の事業計画（計画期間令和4年10月～令和5年9月）において、各路線の計画運行日数に増減が生じ、定量的な目標も変更となる。具体的な変更点を下記に示す。

記

1. 令和5年3月末で運行を終了する系統

（令和4年12月22日開催の協議会で承認）

① 大島循環（平日運行）

【変更前】 R4. 10. 1～R5. 9. 30 の運行を想定し、計画運行日数を 244 日に設定。

【変更後】 R4. 10. 1～R5. 3. 31 の運行となるため、計画運行日数を 120 日に設定。

② 上片桐循環（平日運行）

【変更前】 R4. 10. 1～R5. 9. 30 の運行を想定し、計画運行日数を 244 日に設定。

【変更後】 R4. 10. 1～R5. 3. 31 の運行となるため、計画運行日数を 120 日に設定。

③ 生田循環峠部奈線（祝日を除く月・水・金運行）

【変更前】 R4. 10. 1～R5. 9. 30 の運行を想定し、計画運行日数を 146 日に設定。

【変更後】 R4. 10. 1～R5. 3. 31 の運行となるため、計画運行日数を 73 日に設定。

④ 生田循環中山柄山線（祝日を除く火・木・土運行）

【変更前】 R4. 10. 1～R5. 9. 30 の運行を想定し、計画運行日数を 147 日に設定。

【変更後】 R4. 10. 1～R5. 3. 31 の運行となるため、計画運行日数を 71 日に設定。

2. 令和5年4月1日から運行を開始する系統

（令和4年12月22日開催の協議会で承認）

① デマンド型乗合自動車 [町内全域区域運行]（平日運行）

【変更前】 設定なし。

【変更後】 R5. 4. 1～R5. 9. 30 の運行を想定し、計画運行日数を 124 日に設定。

3. 留意事項

(1) M6 上片桐・大島通学便、M3 部奈線、M7 生田線の3系統は、令和5年4月1日以降も全便運行を継続するため、計画運行日数の変更無し。

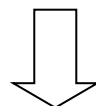
(2) 本件変更による地域公共交通確保維持改善事業費補助金申請への展開は、別添の「表1」のとおり。なお、令和5年4月1日から運行を開始するデマンド型乗合自動車は、令和5年3月31日をもって運行を終了する定時運行系統（M8 大島循環、M2 上片桐循環、M4 生

田循環峠部奈線、M5 生田循環中山柄山線の4系統) について地域のニーズ等を踏まえて運行系統の見直しを行ったものであり、かつ、既存の定時運行系統 (M6 上片桐・大島通学便、M3 部奈線、M7 生田線の3系統) と運行時間が重複していないため、地域内フィーダー系統確保維持事業の新規性要件を充足しているものとする。

(3) 生活交通確保維持改善計画書の変更箇所については、令和5年2月17日開催の協議会で承認を得ており、具体的な変更箇所は次のとおり。

【変更前】

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果			
(1) 事業の目標			
目標値 利用者数 (系統ごとの乗車人数)			
系統名	R3 実績	R4 目標	参考 R3 目標
大島循環	1,612 人	2,700 人	4,000 人
上片桐循環	2,863 人	3,300 人	4,500 人
上片桐・大島通学便	8,893 人	9,000 人	5,000 人
生田循環 峠部奈線 (午前便)	1,209 人	1,300 人	2,500 人
生田循環 中山柄山線 (午前便)	546 人	900 人	2,000 人
生田線	8,281 人	8,000 人	7,500 人
部奈線	8,258 人	8,000 人	8,500 人
計	31,662 人	33,200 人	34,000 人



【変更後】

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果			
(1) 事業の目標			
目標値 利用者数 (系統ごとの乗車人数)			
系統名	R3 実績	R4 目標	参考 R3 目標
大島循環	1,612 人	1,350 人	4,000 人
上片桐循環	2,863 人	1,650 人	4,500 人
上片桐・大島通学便	8,893 人	9,000 人	5,000 人
生田循環 峠部奈線 (午前便)	1,209 人	650 人	2,500 人
生田循環 中山柄山線 (午前便)	546 人	450 人	2,000 人
生田線	8,281 人	8,000 人	7,500 人
部奈線	8,258 人	8,000 人	8,500 人
デマンド型乗合自動車 (チョイソコまつかわ)		4,100 人	
計	31,662 人	33,200 人	34,000 人

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
長野県 松川町	伊那バス 株式会社	(1) 大島循環 (午前2便)	伊那 大島駅	古町公民 館 増野会所	キラヤ 前	往35.1km 循環	120日	120.0回		路線定期運行	②(2) 交通不便 地域	地域間交通ネットワーク JR飯田線(伊那大島駅) との近接	③
		(2) 大島循環 (午前3便)(午後便)	役場前	古町公民 館 増野会所	キラヤ 前	往35.2km 循環	120日	360.0回		路線定期運行	②(2) 交通不便 地域	地域間交通ネットワーク JR飯田線(伊那大島駅) との近接	③
		(3) 上片桐循環 (午前1便)	役場前	大沢北部 上片桐駅	役場前	往25.3km 循環	120日	120.0回		路線定期運行	②(2) 交通不便 地域	地域間交通ネットワーク JR飯田線(伊那大島駅) との近接	③
		(4) 上片桐循環 (午前2便)(午後1・2)	役場前	上片桐駅 大沢北部	キラヤ 前	往29.1km 循環	120日	360.0回		路線定期運行	②(2) 交通不便 地域	地域間交通ネットワーク JR飯田線(伊那大島駅) との近接	③
		(5) 大島・ 上片桐通学便	役場前	大沢北部 増野会所	伊那 大島駅	往16.0km 循環	244日	1,100.0回		路線定期運行	②(2) 交通不便 地域	地域間交通ネットワーク JR飯田線(伊那大島駅) との近接	③
	丸茂自動車 有限会社	(6) 生田循環 峠部奈線 (午前1便)	社協前	日赤病院	キラヤ前	往 50.3km 循環	73日	73回		路線定期運行	②(2) 交通不便 地域	地域間交通ネットワーク JR飯田線(伊那大島駅) との近接	③
		(7) 生田循環 峠部奈線 (午前2便)	下峠	日赤病院	清流苑	往25.8km 復 km	73日	73回		路線定期運行	②(2) 交通不便 地域	地域間交通ネットワーク JR飯田線(伊那大島駅) との近接	③
		(8) 生田循環 中山柄山線 (午前1便)	社協前	日赤病院	キラヤ前	往44.2km 循環	71日	71回		路線定期運行	②(2) 交通不便 地域	地域間交通ネットワーク JR飯田線(伊那大島駅) との近接	③
		(9) 生田循環 中山柄山線 (午前2便)	石橋	日赤病院	清流苑	往29.9km 復 km	71日	71回		路線定期運行	②(2) 交通不便 地域	地域間交通ネットワーク JR飯田線(伊那大島駅) との近接	③
	伊那バス 株式会社	(10) デマンド型乗合自動車 (松川町全域)		町内全域		往 km 復 km	124日	1,240回		区域運行	②(2) 交通不便 地域	地域間交通ネットワーク JR飯田線(伊那大島駅) との近接	①
	丸茂自動車 有限会社	(11) デマンド型乗合自動車 (松川町全域)		町内全域		往 km 復 km	124日	1,860回		区域運行	②(2) 交通不便 地域	地域間交通ネットワーク JR飯田線(伊那大島駅) との近接	①

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

高森町計画における変更部分について

- (1) 対象系統名：おはようバス、柿丸あったかバス、ただいまバス
- (2) 変更時期 令和5年9月頃（工事着手時期）から約1年6か月間
- (3) 変更理由（一時的な変更）

城岸橋の架け替え工事によって、既存のバス停の立地場所が通行止めとなるため、工事期間中の位置変更が必要。JA高森支所の利用客の乗降を見込んでJA駐車場敷地内に移設する予定。



表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
長野県 高森町	北部タクシー(有)	(1) 柿丸あったかバス 市田上段先回り	下伊那厚生病院	高森ショッピング センターパース	下伊那 厚生病院	(循環) 52.5km	247日	247回		路線定期運行	②(2)	地域間交通ネットワー クJR飯田線(市田駅、 山吹駅)との近接	③
		(2) 柿丸あったかバス 市田下段先回り①	下伊那厚生病院	高森ショッピング センターパース	下伊那 厚生病院	(循環) 60.7km	247日	247回		路線定期運行	②(2)	地域間交通ネットワー クJR飯田線(市田駅、 山吹駅)との近接	③
		(3) 柿丸あったかバス 市田下段先回り②	下伊那厚生病院	高森ショッピング センターパース	下伊那 厚生病院	(循環) 61.5km	247日	247回		路線定期運行	②(2)	地域間交通ネットワー クJR飯田線(市田駅、 山吹駅)との近接	③
		(4) 柿丸あったかバス 山吹上段先回り	下伊那厚生病院	高森ショッピング センターパース	下伊那 厚生病院	(循環) 57.3km	247日	247回		路線定期運行	②(2)	地域間交通ネットワー クJR飯田線(市田駅、 山吹駅)との近接	③
		(5) 柿丸あったかバス 山吹下段先回り①	下伊那厚生病院	高森ショッピング センターパース	下伊那 厚生病院	(循環) 61.5km	247日	247回		路線定期運行	②(2)	地域間交通ネットワー クJR飯田線(市田駅、 山吹駅)との近接	③
		(6) 柿丸あったかバス 山吹下段先回り②	下伊那厚生病院	高森ショッピング センターパース	下伊那 厚生病院	(循環) 59.9km	247日	247回		路線定期運行	②(2)	地域間交通ネットワー クJR飯田線(市田駅、 山吹駅)との近接	③
		(7) おはようバス市田	こぐるみ	吉田区民会館	市田駅前	往10.8km 復 km	247日	247回		路線定期運行	②(2)	地域間交通ネットワー クJR飯田線(市田駅) との接続	③
		(8) おはようバス山吹	旬彩館	下平駅	市田駅前	往11.6km 復 km	249日	123.5回		路線定期運行	②(2)	地域間交通ネットワー クJR飯田線(市田駅、 下平駅)との接続	③
		(9) ただいまバス市田		下伊那郡高森町 牛牧、上市田、大島山、吉 田、下市田、出原、山吹		往 km 復 km	247日	741日		区域運行	②(2)	地域間交通ネットワー クJR飯田線(市田駅) との接続	③
		(10) ただいまバス下平		下伊那郡高森町 牛牧、上市田、大島山、吉 田、下市田、出原、山吹		往 km 復 km	247日	741日		区域運行	②(2)	地域間交通ネットワー クJR飯田線(下平駅) との接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。